

久留米市民交流センター

指定管理者募集要項

平成30年7月

久留米市
総務部財産管理課

目 次

1	施設の概要	3
2	開館時間及び休館日	4
3	指定管理者の業務内容	4
4	指定期間	4
5	利用料金に関する事項	4
6	管理運営に関する経費	5
7	応募資格及び欠格事項等	6
8	公募に係る書類等の配布	7
9	申請に係る事項	7
10	提出書類	8
11	指定管理者の選定及び指定	9
12	指定の取り消し及び業務停止に関する事項	9
13	選定基準	10
14	選定スケジュール	11
15	現地説明会	11
16	質問受付及び回答	12
17	著作権の帰属	12
18	申請に関する留意事項	12
19	基本協定書の締結	13

はじめに

地方自治法の一部改正を受け、久留米市では、平成18年4月1日から公の施設におきまして指定管理者制度を導入いたしております。

指定管理者制度は、公の施設の管理を地方公共団体が指定する団体等に行わせる制度で、公の施設の管理方法の選択肢を広げ、住民サービスの向上、公民協働の促進及び管理運営コストの縮減等を図ることを目的としております。

久留米市民交流センターは、市民文化の向上とコミュニティ活動の振興に寄与することを目的に設置された公の施設であり、指定管理者による管理運営を行っておりますが、指定管理期間が平成31年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者を公募いたします。

1 施設の概要

(1) 名称及び所在地

名 称	久留米市民交流センター（以下「センター」という。）
所在地	久留米市城南町15番地3

(2) 施設概要

竣 工：平成7年1月開設

構 造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造

面 積：建築面積 3,542.83㎡ 延床面積：33,779.84㎡

センターは、久留米市役所本庁舎の2階及び3階に設置した施設です。

上記に記載の面積は、久留米市役所本庁舎全体のものです。

センターの施設面積は、下表のとおりです。

	施設内容
2階	くるみホール（約200㎡） 事務室
3階	301会議室（約77㎡） 302会議室（約42㎡） 303会議室（約77㎡） 304会議室（約49㎡） 305会議室（約98㎡） 306会議室（約49㎡） 307会議室（約49㎡） 308会議室（約77㎡） 309会議室（約42㎡） 310会議室（約87㎡）

※1 くるみホールは、期日前投票所として使用するため、地方選挙及び国政選挙の期間中は、貸出に供することはできません。

※2 310会議室は、当分の間、貸出に供することはできません。

※3 くるみホール及び3階会議室（310会議室を除く）は、久留米市地域防災計画に基づき、災害発生時は、避難場所及び退避所として使用しますので、貸出に供することができない場合があります。

2 開館時間及び休館日

(1) 開館時間

センターの開館時間は、次のとおりです。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを伸縮することができます。

- (1) くるみホール 午前9時から午後10時まで
- (2) 会議室 午後6時から午後10時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における会議室の開館時間は、午前9時から午後10時までとします。

(2) 休館日

センターの休館日は、1月1日から1月3日までの日及び12月29日から12月31日までの日です。

また、毎月第3日曜日は、久留米市役所本庁舎の保守点検にかかる閉庁のため、センターも休館となります。

ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更することができます。

(3) 久留米市による公用利用について

開館時間は上記のとおりですが、平成29年度の総利用件数のうち、久留米市による公用利用が約74.6%となっています。詳しくは、参考資料の利用状況をご覧ください。

3 指定管理者の業務内容

【久留米市民交流センター指定管理者業務基準書】のとおり（別資料）

4 指定期間

平成31年4月1日から5年間（2019年4月1日から2024年3月31日まで）

5 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制

指定管理者の経営努力を発揮しやすくするとともに、指定管理者及び市の事務効率を図るため、地方自治法244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用しています。なお、利用料金の額は、久留米市民交流センター条例で定める範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定めることとします。具体的には、条例で定める額を上限とします。

利用料金制：公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって收受させる制度（指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を市の会計に払い込む必要がない。）

(2) 施設等利用料金の減免等について

施設等利用料金の減免及び返還については、久留米市民交流センター条例及び久留米市民交流センター条例施行規則の規定により、施設等利用料金の減免分については、市より補填いたしません。なお、久留米市による公用利用は、減免の適用となります。

6 管理運営に関する経費

(1) 指定管理料

センターの管理に係る全ての費用は、利用料金、指定管理料及びその他の収入をもって充てることとします。

年間の指定管理料は、事業計画に掲げる収支計画の中で、収支の差引額を基本とします。また、指定管理料は、原則として精算方式とはせず、定額払い方式とします。

具体的な指定管理料の金額及び支払い方法については、締結する協定書によって定めます。

定額払い方式：管理経費を経営努力により縮減した場合は収益に、管理経費が増大した場合は損失となる。
 利用料金制度の場合は、利用料金収入の増減分は、そのまま指定管理者の収益または損失となる。
 精算方式：指定管理料に不足があれば追給し、余剰があれば返還させる方式をいう。

(2) 管理運営費

	H29年度 予算額 (円)	H29年度 決算額 (円)	備考
収入			
施設使用料等	1,100,000	945,310	
手数料収入	100,000	147,670	
指定管理料	8,500,000	8,500,000	
収入計	9,700,000	9,592,980	
支出			
人件費等	7,858,000	7,261,949	臨時雇賃金、福利厚生費
通信運搬費	98,000	117,577	インターネット通信料、FAX通信費
消耗品費	410,000	202,616	事務用消耗品、ホール消耗品
印刷製本費	75,000	60,480	ランチタイムコンサート案内チラシ
使用料及び賃借料	380,000	149,132	事務連絡用タクシー代、コピーリース料
業務委託費	150,000	19,440	ピアノ調律
報償費	178,000	139,213	ランチタイムコンサート出演謝金
租税公課	420,000	139,967	消費税等
その他諸費	131,000	53,742	コピー手数料等
支出計	9,700,000	8,144,116	

※表中の「ランチタイムコンサート」は自主事業

指定管理料の債務負担行為

久留米市が設定する、施設に係る指定管理料の債務負担行為は、下記のとおりです。

事項	期間	限度額
久留米市民交流センター 指定管理料	平成31年度から5年間	42,500千円

※2019年10月からの消費税等の8%から10%への変更を見込み、限度額を設定しています。

7 応募資格及び欠格事項等

指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営できる法人・その他団体（NPO法人、市民団体等）が対象で、法人格の有無は問いません。グループで応募することもできます。グループで応募する場合は、意思決定等を行う本社等の機能を久留米市内に有する団体を構成員に含むこととし、代表団体を定めてください。

ただし、次の（1）から（5）のいずれかに該当する団体（グループで応募する場合にあっては、その構成団体のいずれかが（1）、（3）、（4）、（5）、（6）のいずれかに該当する団体）は応募できません。また、これらに該当することが判明した場合は失格とします。

- （1） 地方自治法施行令167条の4に該当する法人その他の団体等
- （2） 久留米市内に事務所または事業所を有していない法人その他の団体等
- （3） 税（国税及び地方税）を滞納している法人その他の団体等
- （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更正又は再生手続きを開始している法人、その他の団体等
- （5） 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれに準ずる地位に就任し、または、実質的に経営等に関与している法人その他の団体等
 - ① 地方自治法施行令167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による本市または本市以外の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する者。
- （6） 複数の団体等により構成されたグループ（連合体）による応募で、次に掲げるその他の団体等
 - ① 単独で応募した団体が、グループ（連合体）による応募の構成団体になること
 - ② 複数のグループ（連合体）による応募の構成団体になること

8 公募に係る書類等の配布

(1) 配布期間

平成30年7月17日(火)から平成30年9月18日(火)まで
(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日を除く)

(2) 配布場所

久留米市ホームページからダウンロードできます。
また、久留米市総務部財産管理課でも配布しています。

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市総務部財産管理課(久留米市役所10階)
TEL 0942-30-9059 Fax 0942-30-9712
e-mail : zaikan@city.kurume.fukuoka.jp

(3) 配布資料

- ① 久留米市民交流センター指定管理者募集要項(本書)
- ② 久留米市民交流センター指定管理者募集要項参考資料
- ③ 久留米市民交流センター指定管理者業務基準書
- ④ 指定管理者指定申請書(第1号様式)
- ⑤ グループ応募構成書(様式1)
- ⑥ 応募資格に係る申立書(様式2)
- ⑦ 管理運営業務計画書(様式3)
- ⑧ 自主事業計画書(様式4)
- ⑨ 管理に係る収支計画書(様式5)
- ⑩ 質問書(様式6)
- ⑪ 委任状(様式7)

9 申請に係る事項

(1) 申請期間

平成30年9月3日(月)から平成30年9月18日(火)まで
(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日を除く)

(2) 提出先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市総務部財産管理課(久留米市役所10階)
TEL 0942-30-9059 Fax 0942-30-9712
e-mail : zaikan@city.kurume.fukuoka.jp

(3) 提出部数

提出書類の正本1部及び副本（コピー可）10部の計11部を、申請期間内に提出してください。

なお、用紙サイズはA4サイズに統一し、下記に示す提出書類の項目順にインデックスを付け、左とじでファイル（フラットファイル等）につづり、背表紙及び表紙に当該施設名称、団体名称、正本、副本がわかるように明記してください。

ただし、他の機関が発行する証明書等で原本がA4サイズと異なる場合は、副本のみA4サイズで統一してください。

(4) 提出方法

申込みは、持参または郵送とします。郵送の場合は、平成30年9月18日（火）午後5時15分までに必着とし、配送等が確認できる方法で送付してください。

10 提出書類

提出する書類は、次に掲げるとおりです。なお、グループ応募申請を行う場合は、グループ応募構成書（様式1）及びグループを構成したことを証する協定書等（様式任意）に加え、構成する団体全てに係る②、⑥、⑦、⑧の書類を提出してください。

また、申請書を本社ではなく支社、事業所、事務所等で提出される場合には、委任状（様式7）を併せて提出してください。

なお、市は暴力団の排除のため、指定管理者及び指定管理者に応募したものについて、必要に応じて提出された書類等に基づき警察に照会することがあります。

① 指定管理者指定申請書（第1号様式）

② 応募資格を有することを証する書類

ア 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

イ 当該法人の登記事項証明書（写しも可）

ウ 納税証明書（直近1年分）

（法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、及び事業所税について滞納がないことを証明する書類）

※課税されていない団体等は、応募資格にかかる申立書（様式2）の該当欄に記載すること。

※委任を受けた場合には、国税は本社所在地の税務署の証明書を、都道府県税及び市町村税は受任地の証明書を提出すること。

エ 役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日、及び性別が記載されたもの）及び履歴書

オ 応募資格に係る申立書（様式2）

※平成30年7月1日現在の資料とします。また、証明書等については、発行から3ヵ月以内のものとなります。

- ③ 管理運営業務計画書（様式3）
- ④ 管理に係る収支計画書（様式4）
- ⑤ 自主事業計画書（様式5）
- ⑥ 団体の経営状況を証明する書類（事業報告書、収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類）
※いずれも直近の会計年度のもの
- ⑦ パンフレット等団体の概要がわかるもの
- ⑧ その他必要と思われる書類

1.1 指定管理者の選定及び指定

(1) 選定方法

久留米市民交流センター指定管理者候補者選定委員会を設け、選定基準に基づく総合的判断により指定管理者候補者（優先交渉権者）を選定いたします。また、二次審査の対象団体等が3以上ある場合は、第2順位の候補者まで選定します。

(2) 一次審査

一次審査は書類審査とし、審査結果は審査後速やかに全ての申請者に文書にて通知します。

(3) 二次審査

一次審査通過者に、二次審査（面接審査）を実施します。

- ① 二次審査は、団体等の代表者又は代理者を含めて3名以内の出席とします。
- ② 二次審査の日時・会場等については、決定次第速やかに文書にて通知します。
- ③ 二次審査の結果は、決定後速やかに全ての受検者に文書にて通知します。
- ④ 選定基準に基づく総合点数の最低基準に到達する申込者が1団体もなかった場合は、各応募団体に対してその旨を示したうえで、再度事業計画書等の必要書類を提出いただき、2回目の選定委員会による審査を行います。なお、これらの審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(4) 指定管理者の指定

正式な決定（指定管理者の指定）は、市議会の議決を受けた後となります。（平成30年12月下旬を予定しています。）

1.2 指定の取り消し及び業務停止に関する事項

市は、次のいずれかに該当するなど、管理を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることがあります。

- ・業務に際し不正行為があったとき
- ・市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- ・市と締結した協定に定める内容を履行せず、又は協定内容に違反したとき
- ・暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有することが判明し、指定管理者による管理業務を行うことが適当でないと認められるとき。

1.3 選定基準

(1) 選定の考え方

次に掲げる項目のいずれにも該当するもののうちから候補者を選定します。

- ①久留米市民交流センター（以下「センター」という。）の管理運営業務が、施設の設置目的を理解し住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。
- ②管理運営業務の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。
- ③施設の管理運営に係る収支計画において、経費の縮減が図られるものであること。
- ④管理運営業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ⑤地域経済を活性化することに寄与することが認められること。

(2) 審査項目と配点

選定基準		具体的な項目	配点 (100点満点)
1	管理運営業務が、施設の設置目的を理解し住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。	「公の施設」、「指定管理者」の意義や、それに関する基礎的な知識を有しているか 施設の設置目的に基づいた事業方針、運営方針が示されているか 施設の設置目的に沿った主要な業務について十分な専門性を有しているか 利用者の公平・公正を確保するための考え方、手法・対策が具体的に示されているか 情報公開・個人情報保護にかかる措置が具体的に示されているか	25
2	管理運営業務の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	自主事業の実施計画があり、施設の付加価値を高める努力が示されているか 地域、利用団体、ボランティア団体等との連携について配慮されているか 利用者の要望の把握及び事業への反映について配慮は適切か 施設・設備の保守・維持管理について、安全を念頭に十分な配慮が示されているか 非常事態に際しての連絡体制や市への通報について示されているか	25

3	施設の管理運営に係る収支計画において、経費の縮減が図られるものであること。	効率的運営のための具体的な計画や工夫が提案されているか	10
		指定管理料を最小限におさえ、利用料金、事業収入を向上させる内容になっているか	
4	管理運営業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	仕様に記載の事業内容を満たす事業計画となっているか	30
		類似施設を良好に運営した経験や類似業務の実績があるか	
		統括責任者、現場責任者の配置、指揮系統や責任体制は明確であるか	
		管理を安定的に行うことが可能な職員配置計画及び採用計画となっているか	
		職員体制及び職員の指導育成、研修体制は適切か	
	配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か		
5	地域経済を活性化することに寄与することが認められること。	地域経済活性化につながる施設の管理運営方法となっているか	10
		地域経済活性化につながる人材活用について配慮しているか	

1.4 選定スケジュール

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 公募にかかる書類等の配布期間 | 平成30年7月17日(火)～9月18日(火) |
| ② 現地説明会の開催 | 8月3日(金) |
| ③ 質問書提出期間 | 7月17日(火)～8月17日(金) |
| ④ 質問の回答期限 | 8月24日(金) |
| ⑤ 申請期間 | 9月3日(月)～9月18日(火) |
| ⑥ 1次審査(書類審査)通知 | 9月下旬 |
| ⑦ 2次審査(プレゼンテーション) | 10月上旬 |
| ⑧ 選定結果の公表 | 10月下旬 |
| ⑨ 指定管理候補者と仮基本協定の締結 | 11月 |
| ⑩ 指定管理者の指定 | 12月定例議会(12月下旬) |
| ⑪ 年度協定の締結・管理開始 | 平成31年4月1日 |

1.5 現地説明会

申込方法、申請書類、指定管理者業務及び現場の状況等について説明会を開催します。

なお、説明会の参加は申込の必須条件ではありません。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| ① 開催日時 | 平成30年8月3日(金) 午後2時から |
| ② 開催場所 | 久留米市民交流センター くるみホール |
| ③ 参加者等 | 1団体等につき2名まで |
| ④ 申込方法 | 平成30年7月31日(火) 午後5時15分までに、総務部財 |

産管理課へ、団体名、役職名、氏名を郵送、FAX、メールにより申し込んでください。その際、様式は問いませんが、表題に「指定管理者現地説明会参加」と明記してください。

1.6 質問受付及び回答

- ① 質問書提出期間 平成30年7月17日(火)～8月17日(金)午後5時15分まで
- ② 提出様式 本募集要項の提出書類様式の質問書(様式6)
- ③ 提出方法 質問書(様式6)に要旨を簡潔にまとめ、総務部財産管理課(公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ)へ、持参、郵送、FAX、メールのいずれかにて提出してください。但し、期限必着とします。なお、電話による質問受付は行いません。
- ④ 回答方法 質問内容及び回答は、8月24日(金)までに久留米市ホームページに掲載します。
個別の回答はいたしません。
なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

1.7 著作権の帰属

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、久留米市は選定結果の公表や情報公開条例に基づく開示請求への対応に必要な場合には、申請書類を使用できるものとします。

1.8 申請に関する留意事項

- (1) 重複提案の禁止
ひとつの団体等が複数の提案をすることはできません。
- (2) 申請に関する費用負担
申請に関する費用は、全て提案者の負担とします。
- (3) 申請書類の取扱い
久留米市が受領した申請書類は、理由の如何に関わらず返却しません。
- (4) 申請書類の変更
一旦、久留米市が受領した申請書類については、軽微な修正を除き、変更は認められません。
- (5) 申請書類の虚偽
申請書類に虚偽の記載があった場合、又は関係法令(条例、規則を含む)の規定に違反している場合は、失格とします。

- (6) 追加書類の提出
久留米市が指定管理者の選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 提案辞退
申請した後に提案を取り下げることは、理由の如何に関わらず認められません。
- (8) 審査結果の公表
久留米市ホームページにおいて、全ての二次審査参加者の名称・評価・採点表を公表します。
- (9) 接触の禁止
選定委員会委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合には取り消し）となる場合があります。
- (10) 暴力団の排除に関する事項
市は、暴力団の排除のため、指定管理者及び指定管理者に申込したものについて、必要に応じて提出された書類等に基づき警察に照会することがあります。

1.9 基本協定書の締結

最優秀提案者を指定管理者候補者として仮基本協定書を締結します。その後久留米市議会の議決を経て指定管理者を指定したときに、この協定は成立し、仮基本協定書は書き換えることなく基本協定書とするものとします。

なお、仮基本協定書の締結に際しては、指定管理者候補者において、協定書への印紙の貼付の可否を、管轄の税務署に確認するものとします。

また、指定管理者候補者は、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出することとなっています。当該仮基本協定の確定は、仮基本協定書に双方が記名押印するとともに、指定管理者候補者が誓約書に記名押印したときとします。